

## 事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 福知山市字堀(水内) 945番地	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成27年 2月 9日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 福知山市上下水道部 福知山市上下水道事業管理者職務代理者 上下水道部長 四方 吉則
--	--

主たる業種	水道業					細分類番号	3	6	0	0	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号										
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで										
基本方針	平成25年度を基準とし、平成28年度の温室効果ガス排出量を4%以上削減する。										
計画を推進するための体制	上下水道部長を統括者とし、各所属課にて、エネルギー管理員及びエコ推進員が中心となって排出量削減の推進に取り組む。										
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	12,350.2 トン	12,063.2 トン	11,798.5 トン	11,562.6 トン	-4.4 パーセント					
	評価の対象となる排出の量	12,350.2 トン	12,063.2 トン	11,798.5 トン	11,562.6 トン	-4.4 パーセント					
目標の根拠	年率2%程度の削減を目指す。										
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率				
	事務所及び水道施設	事業活動に伴う排出の量 (配水量×10)	3.90	3.80	3.72	3.64	-5.13 パーセント				
	下水道施設	事業活動に伴う排出の量 (汚水処理量×10)	2.24	2.19	2.14	2.10	-3.03 パーセント				
	原単位の指標及び目標の根拠	事務所と水道施設は、該当施設の排出量を配水量で除したものを指標とした。 下水道施設は、該当施設の排出量を汚泥処理量で除したものを指標とした 各年度も上記同様。									
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考						
	18.0 パーセント	18.0 パーセント	18.0 パーセント	50.0 パーセント							
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度		下水道施設のプロアの更新								
	(27) 年度		事務所の照明設備の更新・放流水を利用した小水力発電								
	(28) 年度		事務所の照明設備の更新								
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容		毎月第2木曜日をノーマイカーデーとしている。								
	上記の措置を採用する理由		自家用車の利用を控えるとともに、公共交通機関の利用増に努める。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他他の地球温暖化対策により削減する量	区分		第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン						
	府内産の木材の利用によるもの		トン	トン	トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン						
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン						
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	毎年夏に、緑のカーテン事業を実施している。										
特記事項	平成25年度までは、福知山市役所と合同だったが、本年度より上下水道部単独で提出する。 また、平成24年4月1日に下水道事業の統合、平成25年4月1日にガス事業の民間譲渡を行い、各年毎に施設の増減があるため、温室効果ガス排出量の基準年度を平成25年度とすることが合理的であると判断した。										

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「削減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。